

## 定例記者発表次第

日時／令和2年3月23日（月）  
10時30分～  
会場／矢板市役所 第一委員会室

### 1 開会

### 2 記者発表案件

- (1) 新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する緊急アンケート集計結果について（商工観光課）
- (2) 矢板市成人式について（生涯学習課）
- (3) とちぎフットボールセンターの利用実績及び施設利用支援事業補助金について  
(スポーツ推進班)

### 3 資料提供

- (1) 矢板市地域おこし協力隊員・集落支援員の辞令交付式について（総合政策課）
- (2) 矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金について（危機対策班）
- (3) 森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の公告について（農林課）
- (4) やいたブランド認証書交付式の開催について（商工観光課）
- (5) 矢板市長選挙における新型コロナウイルス感染症への対応について  
(選挙管理委員会事務局)

### 4 質疑応答

### 5 その他

### 6 閉会



記者発表予定 4月22日（水）10時30分～ 第一委員会室

# 記者発表資料

令和2年3月23日(月) **発表**・提供

件名	新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する緊急アンケート集計結果について		
<p>1 目的(趣旨)</p> <p>日本各地で新型コロナウイルスの感染が拡大する中、今後の市内中小企業の事業活動にも大きな影響が懸念されるため、現在の実態を把握することにより、今後の対応等を検討していくため「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する緊急アンケート」を実施いたしました。</p> <p>今回、その集計結果を、市長から緊急報告するものです。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する緊急アンケート集計結果について</p> <p>(2) 今後の対応等について</p> <p>(3) その他</p>			
※提供資料の有無 <b>有</b> (別添のとおり)・無			
担当課・グループ	商工観光課		
担当者名	村上治良		
電話番号	0287-43-6211	内線電話番号	420

**新型コロナウイルス感染症による企業活動への  
影響度・実態等に関する緊急アンケート調査報告書**

**令和2年3月**

**矢板市・矢板市商工会**

## 1. 調査の概要

### (1) 調査目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、企業活動への影響について、その実態を把握することにより、今後の施策を検討する上での基礎データとするため。

### (2) アンケート調査の実施概要

実施主体：矢板市・矢板市商工会

実施対象：矢板市商工会会員（673事業所）

実施期間：令和2年3月9日～16日

実施方法：調査票を矢板市商工会会員に郵送し、FAXまたは電話調査にて回答

調査内容：別添調査票のとおり

### (3) アンケート回収状況及び有効回答数

アンケート対象事業者数：673事業所

アンケート回収事業所数：352事業所

有効回答事業所数：352事業所

アンケート回収率：52.3%

#### 商工会会員業種別構成

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	宿泊業	その他	計
102	74	13	152	86	205	8	33	673

#### アンケート有効回答業種別構成

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	宿泊業	その他	計
54	40	1	66	56	111	6	18	352
52.9%	54.1%	7.7%	43.4%	65.1%	54.1%	75.0%	54.5%	52.3%

※ 理美容業・運送業・自動車修理業・電気工事業・金融業はサービス業に含む

※ 旅行業は宿泊業に含む

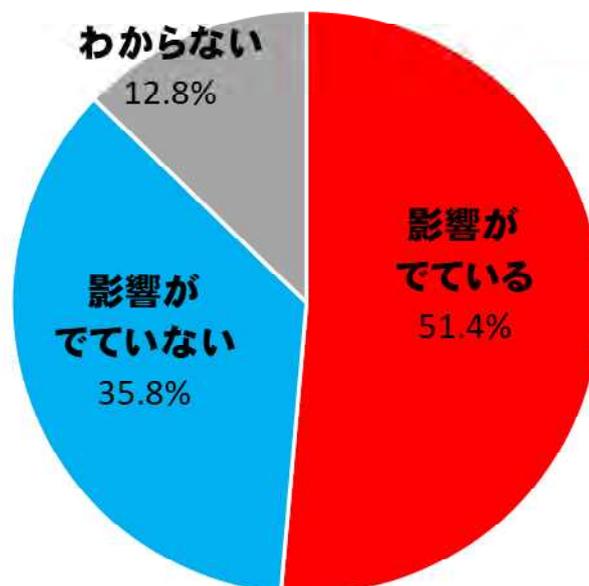
※ 医療機関・学習塾等はその他に含む

## 2. 調査結果

◆設問内容「Q 1 新型コロナウイルス感染症の発生によって企業経営に影響が出ていますか。」

区 分	回答事業者数	構成比(%)
影響が出ている	181	51.4
影響は出ていない	126	35.8
わからない	45	12.8
総 計	352	100.0

・「影響が出ている」と回答した事業者（51.4%）と「影響は出ていない」「わからない」と回答した事業者（48.6%）が略同数となった。



【業種別構成】

【影響が出ている】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	宿泊業	その他	計
6	18	1	44	52	45	5	10	181
3.3	9.9	0.5	24.3	28.7	24.9	2.8	5.6	構成比
11.1	45.0	100	66.7	92.9	40.5	83.3	55.6	業種内

【影響は出ていない】

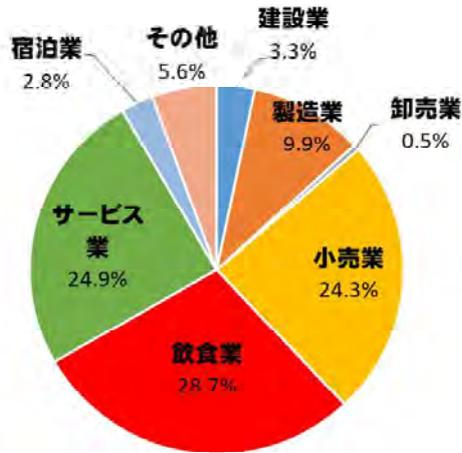
建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	宿泊業	その他	計
40	17	0	13	3	47	1	5	126
31.7	13.5	0	10.3	2.4	37.3	0.8	4.0	構成比
74.1	42.5	0	19.7	5.3	42.4	16.7	27.8	業種内

【わからない】

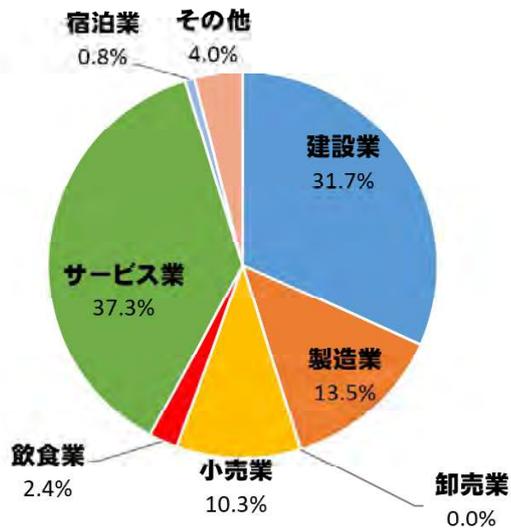
建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	宿泊業	その他	計
8	5	0	9	1	19	0	3	45
17.8	11.1	0	20.0	2.2	42.2	0	6.7	構成比
14.8	12.5	0	13.6	1.8	17.1	0	16.6	業種内

・「影響が出ている」と回答した業種は、回答1事業者の卸売業を除き、業種内構成比では飲食業が92.9%と最も高く、次いで宿泊業の83.3%となっており、他業種と比較しその影響が顕著に表れている。一方、「影響は出ていない」「わからない」と回答した業種は、建設業が合計で88.9%と影響は一部に限られている。サービス業を見ると、印刷業・理美容業・写真業への影響は大に対して、自動車修理業への影響は比較的少ない状況にある。

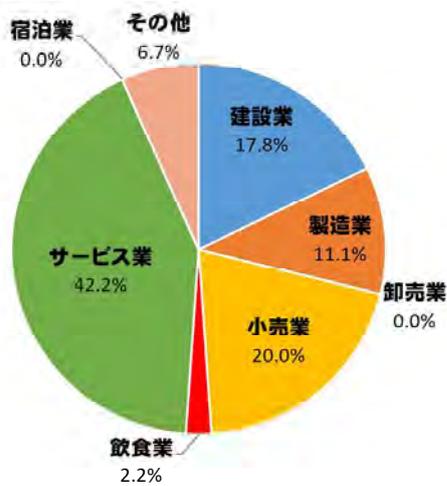
【影響が出ている】



【影響は出ていない】



【わからない】



○企業経営において、どの分野に影響が出ているのか。(対象：181事業所) (重複回答可)

1. 売上の減少

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	宿泊業	その他	計
1	14	1	30	48	32	5	8	139

【前年同期と比較しての減少幅】

区 分	回答事業者数	構成比(%)
1%～4%	0	0
5%～9%	4	2.9
10%～19%	25	18.0
20%～29%	25	18.0
30%～49%	24	17.3
50%～69%	23	16.6
70%～100%	2	1.4
不明	36	25.8
総 計	139	100.0
平 均 値	24.8%	

- ・最も数値が高い事業者は飲食業者の90%減であった。
- ・飲食業の減少幅が平均値で37.4%と最も高く、全体の平均値の24.8%を大きく上回っている。
- ・旅行業（サービス業）についても多数の事業者が売上減少幅40%以上と回答している。
- ・理美容業（サービス業）では、減少幅こそ少ないが70%以上の事業者が売上減少と回答している。

※全ての率は、アンケート調査票の減少率から算定している。

【発生前月と比較しての減少幅】

区 分	回答事業者数	構成比(%)
1%～4%	1	0.7
5%～9%	5	3.6
10%～19%	18	13.0
20%～29%	11	7.9
30%～49%	23	16.5
50%～69%	4	2.9
70%～100%	6	4.3
不明	71	51.1
総 計	139	100.0
平 均 値	32.6%	

- ・発生前月の定義が事業者により異なったためか不明との回答が半数を上回っている。
- ・売上減70%以上と回答した業種は、飲食業4事業所、サービス業1事業所（旅行業）、その他1事業所（スポーツクラブ）となっている。

## 2. 売上の増加

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	宿泊業	その他	計
0	1	0	3	0	0	0	0	4

## 3. 仕入れの減少

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	宿泊業	その他	計
1	1	0	10	6	4	0	1	23

## 4. 仕入値の高騰

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	宿泊業	その他	計
1	1	0	2	0	0	0	0	4

## 5. 資金繰りの悪化

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	宿泊業	その他	計
3	3	0	6	7	10	1	1	31

## 6. 従業員の削減

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	宿泊業	その他	計
0	1	0	1	4	1	0	1	8

【影響を与えた分野別構成】

(重複回答可)

分 野	回答事業者数	割合(%)
1. 売上の減少	139	76.8
2. 売上の増加	4	2.2
3. 仕入の減少	23	12.7
4. 仕入値の高騰	4	2.2
5. 資金繰りの悪化	31	17.1
6. 従業員の削減	8	4.4
総 計	209	—

※割合は、影響が出ているとされた181の事業者に対しての数字

- ・ 企業経営に影響を与えた分野については、「1. 売上の減少」が76.8%と圧倒的に高く、次いで「5. 資金繰りの悪化」、「3. 仕入の減少」となっている。
- ・ 影響が出ている飲食業者の92.3%が、「1. 売上の減少」と回答している。
- ・ 「2. 売上の増加」と回答した事業者は、小売業3事業所、製造業1事業であった。
- ・ 「5. 資金繰りの悪化」と回答した事業者は、業種を問わずその影響が伺える。

## 【その他具体的な影響等】

### （建設業）

- ・資機材メーカーの製造停止、受注停止による見通しの悪化により、先々の計画が立てられない。
- ・工事に必要な材料が確保できない。
- ・材料等搬入の遅れが発生している。
- ・相手方からの受注が滞り、こちらからのセールスもしにくい。
- ・マスク不足による労働環境の悪化。
- ・製品未納による工期遅延。

### （製造業）

- ・受注予定が激減。
- ・今後、住宅着工減となる予想で取引量が減っている。
- ・従業員の休業補償。
- ・マスク・手袋等の入手が困難。
- ・今後、部品調達の遅れによる大型物件売上検収が懸念される。
- ・何が調達できないか不明・不安。
- ・顧客企業側の生産遅れにより、受注の納期延期が予想される。
- ・3月決算の納入先がメインの為、決算による在庫調整による売上減少かコロナによる影響かわからない。
- ・子連れ出勤のため、業務が思うように進まない。
- ・今後、中国・アメリカ分で影響が出る。

### （小売業）

- ・商品の入荷遅れ又は入荷しない。（8）
- ・メーカーが海外から部品等を輸入しており商品が不足又は入荷しない。
- ・お客様の注文に対して商品が無いため、代替商品若しくは納期が間に合わない。
- ・卒業式、発表会、送別会、イベントの自粛による売上の減少。（3）
- ・客数が減少している。（3）
- ・従業員の子供の休校対応。
- ・従業員不足。

### （飲食業）

- ・イベント等の自粛による売上の減少。（4）
- ・歓送迎会、食事会、宴会、法事等のキャンセル。（7）
- ・外食を避けてしまっている。
- ・風評被害的になっている。
- ・客数が減少している。（5）
- ・マスク、消毒液等が入手困難。

(サービス業)

- ・ イベント等の自粛による売上の減少。(9)
- ・ 年度初めの記念行事の中止による影響。
- ・ 材料の仕入が困難なため納期の遅延。(2)
- ・ 近隣でコロナウイルス感染者が発生した場合、事業所を閉鎖しなければならないか不安。
- ・ 客数が減少している。(2)
- ・ 仕事場の休館による仕事の減少。
- ・ 輸入部品が入荷しないため、商品の入荷が遅れ工事が遅れ請求ができない。
- ・ 仕事量の減少。(2)
- ・ 売上増加傾向の鈍化、派遣切りの打診。事業の一時停止。
- ・ 感染拡大対策の費用支出。
- ・ 学校休校による影響。
- ・ 取引先の収益・資金繰り悪化の懸念。(2)
- ・ テレワーク実施に伴う事務処理等の停滞。

(宿泊業)

- ・ 会議、会合等のキャンセル。
- ・ 団体旅行のキャンセル。

(その他)

- ・ 近隣の地域において感染が確認又は現在の状況が長期化した場合、更なる注意が必要。
- ・ 患者受入時の対応準備、感染症対策の強化などでマンパワー事務負担が増加している。
- ・ 従業員不足。(2)
- ・ 海外からの旅行者の来日減により、通訳依頼がキャンセルとなった。
- ・ 休講している。

◆設問内容「Q2 新型コロナウイルス感染症の対応で、既に実施している対策はありますか。」

・業種別回答事業者状況（重複回答可）

	建設	製造	卸売	小売	飲食	サ一	宿泊	その他	計
1. 販売先の変更				1				1	2
2. 仕入先の変更		1		2		2			5
3. 事業所の一時閉鎖	1	1			5	2		4	13
4. 会議・イベントの中止	4	15		15	5	21	2	7	69
5. 従業員の削減					5	1	1		7
6. 運転資金の借入	1			3	2	3		1	10
7. 実施していない	44	24	1	42	38	73	2	4	228
無回答	6	4		7	3	16	2	3	41
	56	45	1	70	58	118	7	20	375

・既に実施している対策としては、「4. 会議・イベントの中止」が69事業者と多く、総数の18.4%を占め、各業種において実施されている。

・経営活動の継続に直結する「3. 事業所の一時閉鎖」「5. 従業員の削減」を既に実施している業種の割合は、飲食業が突出しており新型コロナウイルス感染者の影響が早期に現れている。

## 【その他具体的な対策等】

### （建設業）

- ・ 感染発生時の社内連絡体制を統一化した。
- ・ BCP 認証企業としての備蓄品（マスク）を全社員へ配布した。
- ・ 外部との接触を避け待機状態としている。
- ・ 借入が困難となっている。
- ・ 従業員の感染症予防対策等。

### （製造業）

- ・ 労働時間短縮予定。
- ・ 地域に限定し仕入れストップ。
- ・ マスクの仕入先を重複に変更した。
- ・ 従業員家族と同居人分のマスクを2週間配布。
- ・ 取引先に入場制限案内。
- ・ 社内活動、社外活動の制限。
- ・ 時差出勤対応。
- ・ 出社時手洗い、うがい、体温確認入場。
- ・ テレワークの実施。
- ・ 借入返済金の見直し。
- ・ 手洗い、うがい、アルコール消毒、マスク着用の励行。
- ・ 海外、国内の出張制限。
- ・ テレビ会議の実施。

### （小売業）

- ・ 体調の悪い社員の出社を制限している。
- ・ ネット販売の導入。
- ・ 消毒液の設置。
- ・ 営業の自粛。
- ・ 在庫管理の徹底。
- ・ 小さな子供のいる従業員の勤務時間変更。
- ・ アルバイト雇用の自粛。
- ・ メーカー所有の在庫買取り。
- ・ 従業員の子供の休校対応。

### （飲食業）

- ・ パソコンややいこみゅ等で配達販売の告知。
- ・ 営業時間の短縮。（閉店時間を早める）（3）
- ・ こまめな清掃やアルコール消毒等衛生管理の徹底。（6）
- ・ 生命保険の解約。
- ・ テイクアウト商品のメニュー作成及び実施。

(サービス業)

- ・テレワークの実施。(2)
- ・マスク着用、アルコール消毒や換気等の徹底。(11)
- ・仕事前の検温。(2)
- ・従業員の体調管理の徹底。(2)
- ・リモートワークの実施。
- ・出張の禁止。
- ・電車等公共交通機関の利用禁止。
- ・ウェブ会議の実施。
- ・対応策がない。
- ・取引先への資金手当。

(宿泊業)

- ・他地域からのウイルスの持込みが懸念される。
- ・マスク着用、アルコール消毒等の徹底。(2)

(その他)

- ・運動療法の一部制限。
- ・マスク作り、消毒薬製造。
- ・アルコール消毒液の設置。
- ・グループレッスンの中止。
- ・検温の実施。

◆設問内容「Q3 新型コロナウイルス感染症の対応で、今後検討している対策はありますか。」

・業種別回答事業者状況（重複回答可）

	建設	製造	卸売	小売	飲食	サ一	宿泊	その他	計
1. 販売先の変更					1	2			3
2. 仕入先の変更	1	2		4		1			8
3. 事業所の一時閉鎖	1	2		2	2	2	2	1	12
4. 会議・イベントの中止	6	10		8	2	21	4	9	60
5. 従業員の削減				2	3	1	1		7
6. 運転資金の借入	5	7		10	10	15		3	50
7. 実施しない	21	11	1	26	33	76	4	4	176
無回答	23	16		21	12	18	1	4	95
	57	48	1	73	63	136	12	21	411

・今後検討している対策としては、「4. 会議・イベントの中止」が60事業者と多く、各業種において検討されている。

・既に実施している対策との著しい相違は、「6. 運転資金の借入」を検討している事業者が10事業者から50事業者となっており、各業種において今後の資金難、先行き不透明感からの不安感が表れている。

## 【矢板市及び矢板市商工会への必要な支援策】

### （建設業）

- ・ コロナウイルス感染者の対策を施したうえで、学校の再開をお願いしたい。
- ・ 政府に強く対策を要請し、事業者の保護を求める。
- ・ 市内での感染者情報の迅速な提供。
- ・ マスク不足を改善してほしい。
- ・ 緊急融資制度の創設。
- ・ 長期的な事業の安定供給。

### （製造業）

- ・ 中心市街地を活性化してほしい。
- ・ 起業を積極的に支援してほしい。
- ・ 高齢者（単身）への訪問の徹底。
- ・ マスクやアルコール消毒液の供給・仕入先の紹介。（５）
- ・ 市内での感染者情報の迅速な提供。（３）

### （小売業）

- ・ 緊急融資制度の創設。
- ・ コロナウイルスの検査と治療の対策を緊急に実施してほしい。
- ・ イベントの中止はやめてもらいたい。（２）
- ・ 人口流入の対策を打ち出してほしい。
- ・ マスクやアルコール消毒液の供給・仕入先の紹介。（５）
- ・ マスクを市で買取り各戸に配布してほしい。
- ・ 従業員が子供を家庭で見るとするために仕事を休まなければならないため、その補償をしてほしい。（会社に対してではなく個人へ）
- ・ 売上の一部補償を望む。

### （飲食業）

- ・ 必要以上の自粛はやめてほしい。（３）
- ・ 報道に流されすぎているのではないか。（２）
- ・ 影響が長引くとなれば資金の借入も考えなければならないが、返済していけるほどの回復も見込めないと思うので、そのための補助を考えてほしい。
- ・ 個人事業主の為、個人の補償は必要だと思う。今後売上減少が長引く場合、従業員への給与、公共料金等店舗に係る支払いが厳しくなることを想定した支援を考えてほしい。
- ・ イベントを実施してほしい（イベントの中止はやめてほしい。）（３）
- ・ 緊急融資制度の創設。
- ・ 衛生面での支援を検討してほしい。
- ・ マスクやアルコール消毒液の供給・仕入先の紹介。（２）
- ・ 借入金返済猶予を検討してほしい。

(サービス業)

- ・矢板市に活気がなくならないよう外に向けて矢板を発信してほしい。
- ・感染症情報が入ってこない。(防災無線も聞き取れない。)
- ・イベントの中止はやめてほしい。(2)
- ・マスクやアルコール消毒液の供給・仕入先の紹介。(7)
- ・過剰な不安をぬぐい去るような支援を願いたい。
- ・自粛要請期間中の営業補償を願いたい。
- ・子供に対する支援策を打ち出してもらいたい。(2)
- ・ネットや口コミでは正確な情報が伝わらないので、文書等で正確な情報を各戸に配布してほしい。
- ・売上減少に対する補助金を検討してほしい。
- ・矢板市支払金の期日前倒し支払い。
- ・緊急融資制度の創設。(無利息・無担保・元金据置期間有)
- ・感染拡大時の対策を求める。
- ・資金繰り支援。
- ・医療体制の整備。

(宿泊業)

- ・マスク、アルコール消毒液の支給。(2)
- ・感染が疑われた場合のスムーズな対応。
- ・市内で感染者が出た場合の情報開示。

(その他)

- ・マスク、アルコール消毒液の支給。(3)
- ・補助金情報の提供。
- ・クリーンキラー製造に協力要員を希望する。

令和2年3月23日

## 「新型コロナウイルス対策緊急支援資金」の創設について

### ●新型コロナウイルス対策緊急支援資金

1 資金使途	新型コロナウイルスの影響により資金繰りに支障をきたしている場合に要する運転資金
2 融資対象	市内中小企業者で新型コロナウイルス感染症の影響により、直近1か月の売上高等が前年同期と比して20%以上減少している者。
3 融資限度	300万円
4 融資期間 (据置期間)	1年以内 (6か月以内)
5 返済方法	一括返済 又は 元金均等月賦償還
6 融資金利	1.0% 支払利子は借入金完済後に市が全額補助する。 (延滞金及び期間延長に係るものは除く。)
7 担保	原則無担保
8 保証人	個人以外については代表者のみ、個人については不要とする。ただし、取扱金融機関及び栃木県信用保証協会が認める場合はこの限りでない。
9 保証料	保証料は市が全額補助する。

※融資期間内、矢板市制度融資「一般資金」に借り換えも可能。

(一般資金へ借り換えになる場合でも、保証料は市が全額負担。支払い利子は事業者負担。)

※令和2年4月1日受付開始とする

矢板市商工観光課  
TEL：43-6211  
担当：山中

# 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要がございます。

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付 (注1・2)		詳細検討中	特別利子補給制度 (注1・2)										
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1) 最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3か月(最近1か月含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10~12月の平均売上高		左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模事業者</th> <th>中小企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </tbody> </table> (※1)小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(*)が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 (* )労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」 (※2)売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1か月に加え、その後2か月も含めた3か月間のうちのいずれかの1か月で比較。		小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上	ご利用いただける方
	小規模事業者	中小企業者											
個人	要件無し	売上高▲20%以上											
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上											
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		-	-									
融資限度額	別枠 6,000 万円		左記の融資限度額のうち、3,000 万円以下の部分	補給限度額									
ご返済期間 <据置期間>	設備資金：20 年以内<うち5 年以内> 運転資金：15 年以内<うち5 年以内>		当初3 年間	補給期間									
利率(年) (注3)	<table border="1"> <tr> <td>3,000 万円以下</td> <td>当初3 年間：基準(災害) - 0.9% 3 年経過後：基準(災害)</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円超</td> <td>基準(災害)</td> </tr> </table>	3,000 万円以下	当初3 年間：基準(災害) - 0.9% 3 年経過後：基準(災害)	3,000 万円超	基準(災害)		左記の3,000 万円以下の部分にかかる「基準(災害) - 0.9%」の利子(支払利息) (※) (※)一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を実施機関から補給	補給率 (注4)					
3,000 万円以下	当初3 年間：基準(災害) - 0.9% 3 年経過後：基準(災害)												
3,000 万円超	基準(災害)												
担保	無担保		-	-									
実施機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)		政府の指定する実施機関 <b>現時点では未定</b>	実施機関									

(注1) 経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(令和2年3月13日・20:00版)より作成し、経済産業省において監修

(注2) 令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は遡及適用が可能

(注3・4) 令和2年3月17日時点での適用例(運転資金1,500万円・5年返済の場合)

【3,000万円以下の部分】当初3年間：0.46%、3年経過後：1.36%

↑ この部分の支払済利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。

## 「実質無利子化」に関するQ & A (令和2年3月17日現在)

Q 新型コロナウイルス感染症特別貸付は「実質的に無利子」と聞きましたが、概要を教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、一定の要件に該当する場合、当初3年間、3,000万円を限度（国民生活事業。中小企業事業においては1億円）として、災害発生時の融資制度に適用される利率から0.9%低減した利率が適用されます。

ご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへお返しする、いわゆる利子補給の制度（特別利子補給制度）（注）が政府において設けられることになっており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。

（注）新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

（※1）小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（\*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

（\*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

（※2）売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1カ月に加え、その後の2カ月も含めた3カ月間のうちのいずれかの1カ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きや実施機関などについては、詳細が中小企業庁ホームページ等で公表されるまで今しばらくお待ちください。

参考：[経済産業省のパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」](#)（8ページ）

# 新型コロナウイルス対策 緊急支援資金

矢板市は、新型コロナウイルスの影響により被害を受ける  
中小企業・小規模事業者のみなさまの喫緊の資金繰りをサポートします。

融資限度額  
最大300万円

利子  
全額補助

保証料  
全額補助

資金用途	新型コロナウイルスの影響により 資金繰りに支障をきたしている場合に要する運転資金	
融資対象	市内中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により 直近1か月の売上高等が前年同期と比して20%以上減少している者	
融資限度	300万円	
融資期間	1年以内（据置期間6カ月以内）	
返済方法	一括返済 または 元金均等月賦償還	
融資金利	1.0% 支払利子は借入金完済後に市が全額補助する。 ※延滞金及び期間延長に係るものは除く。	
担保	原則無担保	
保証人	個人以外については代表者のみ、個人については不要 ※取扱金融機関及び栃木県信用保証協会が認める場合はこの限りでない。	
保証料	市が全額補助	
受付開始	令和2年3月23日（月）	運用開始 令和2年4月1日（水）
その他	融資期間内、矢板市制度融資「一般資金」に借り換えも可能。 「一般資金」へ借り換えになる場合でも、保証料は市が全額負担。 支払利子は事業者負担。	

※金融機関の審査があります。市内の取扱い  
金融機関に直接ご相談・お申込みください。

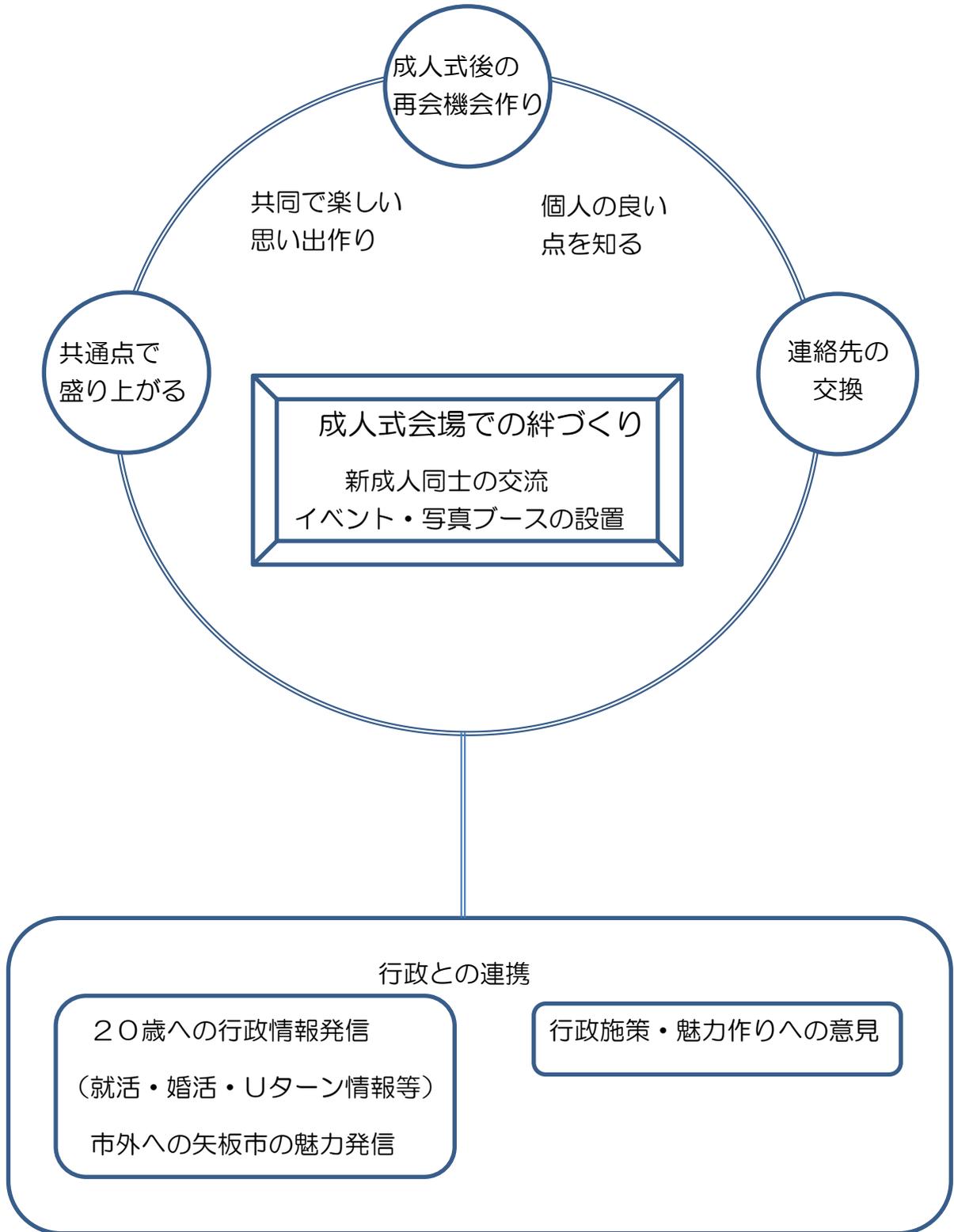
【問い合わせ】  
矢板市商工観光課  
☎0287-43-6211

# 記者発表資料

令和2年3月23日(月) 発表・提供

件名	矢板市成人式について		
1	成年年齢引き下げに伴う今後の成人式について 民法改正により、成年年齢が令和4年4月から20歳から18歳に引き下げられることを受けて、矢板市で検討した結果、18歳は受験や就職で将来に関わる重要な時期となることや、成年年齢が引き下げられても飲酒・喫煙等は20歳以上であることから、身体的にも20歳を対象とすることが相応しいと考え、成人式の対象年齢は従来通り20歳にすると決定しました。		
2	令和3年矢板市成人式について (1) 日時 令和3年1月10日(日) (2) 場所 未定 (3) 内容 式典及びイベント SNSを活用することで、成人式前後も繋がり続けるきっかけとなり、旧交を温め、ふるさと矢板の絆を深めていきます。 成人式前はハッシュタグ投稿(例: #矢板市成人式 #2021等。)することでSNS上で同級生に辿り着き、新成人同士が事前交流出来ること、市のイベントや就活等の新成人向け情報を発信することで、矢板市を離れた人でも必要な情報を得られる、当日は式典・イベント等の会場内の写真や動画を投稿することで、参加出来ない人も会場の状況や雰囲気を感じる事が出来る、後日SNSを通じて繋がれるなどの仕組みを作ります。		
3	問い合わせ 生涯学習課 TEL 0287-43-6218 FAX 0287-43-4436		
※提供資料の有無: <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 0 2px;">有</span> (別添のとおり)・無			
担当課・担当名	矢板市教育委員会 生涯学習課 まなび担当		
担当者名	菊地 明子		
電話番号	0287-43-6218	内線電話番号	471

# SNS活用による成人式



# 記者発表資料

令和2年3月23日(月) **発表** 提供

件名	とちぎフットボールセンターの利用実績及び施設利用支援事業補助金について																										
(説明文)	<p>とちぎフットボールセンターの利用実績についての報告と、とちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金について説明する。</p> <p>1 利用者数等実績</p> <p>平成31年4月3日から令和2年2月29日まで (単位：日、件、人)</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>利用日数</th><th>利用件数</th><th>利用者数※</th></tr></thead><tbody><tr><td>ヴェルフェドリームフィールド(北側グラウンド)</td><td>290</td><td>381</td><td>51,180</td></tr><tr><td>とちぎフットボールセンター(南側グラウンド)</td><td>279</td><td>380</td><td>35,815</td></tr><tr><td>クラブハウス会議室(2階)</td><td>60</td><td>73</td><td>2,096</td></tr><tr><td>クラブハウス多目的室(1階)</td><td>182</td><td>264</td><td>3,164</td></tr><tr><td>合計</td><td>—</td><td>1,098</td><td>92,255</td></tr></tbody></table> <p>※利用者数には、チームの関係者含む。</p> <p>2 施設利用支援事業補助金</p> <p>(1) 目的(趣旨)</p> <p>とちぎフットボールセンターのサッカーグラウンドを利用し生涯スポーツ及びコミュニティ活動に関する事業等を行う団体に対し、施設の利用料金の一部を補助することで、フットボールセンターの利用促進、地域住民の健康増進及び住民相互の交流の活性化等を図る。</p> <p>(2) 補助対象及び額</p> <p>とちぎフットボールセンターのサッカーグラウンドを利用する団体が負担する利用料金の2分の1の額(ただし、平日の午前7時から午後1時までの利用にかかる部分とする。)</p> <p>(3) 制度の内容</p> <p>別紙「とちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金の概要について」のとおり</p>			施設名	利用日数	利用件数	利用者数※	ヴェルフェドリームフィールド(北側グラウンド)	290	381	51,180	とちぎフットボールセンター(南側グラウンド)	279	380	35,815	クラブハウス会議室(2階)	60	73	2,096	クラブハウス多目的室(1階)	182	264	3,164	合計	—	1,098	92,255
施設名	利用日数	利用件数	利用者数※																								
ヴェルフェドリームフィールド(北側グラウンド)	290	381	51,180																								
とちぎフットボールセンター(南側グラウンド)	279	380	35,815																								
クラブハウス会議室(2階)	60	73	2,096																								
クラブハウス多目的室(1階)	182	264	3,164																								
合計	—	1,098	92,255																								
担当課・担当名	生涯学習課スポーツ推進班																										
担当者名	星 哲也																										
電話番号	0287-43-6218	内線電話番号																									

とちぎフットボールセンター利用実績（2019.4～2020.2）

1 利用者数等

施設名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
ヴェルフェドリームフィールド （北側グラウンド）	利用日数(日)	10	29	26	29	35	26	31	28	25	28	23	290
	利用件数(件)	23	34	29	30	41	38	41	41	36	36	32	381
	利用者数(人)	2,570	5,030	3,910	4,310	4,935	5,340	5,830	5,390	5,160	4,605	4,100	51,180
とちぎフットボールセンター （南側グラウンド）	利用日数(日)	25	25	24	30	36	17	26	28	23	22	23	279
	利用件数(件)	40	41	25	34	53	37	35	33	27	25	30	380
	利用者数(人)	3,590	3,255	2,630	3,210	4,055	3,820	2,850	3,080	3,790	3,315	2,220	35,815
サッカーグラウンド合計	利用件数(件)	63	75	54	64	94	75	76	74	63	61	62	761
	利用者数(人)	6,160	8,285	6,540	7,520	8,990	9,160	8,680	8,470	8,950	7,920	6,320	86,995

施設名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
クラブハウス会議室（2階）	利用日数(日)	2	1	6	5	7	4	2	17	8	4	4	60
	利用件数(件)	2	1	6	6	8	5	2	27	8	4	4	73
	利用者数(人)	130	20	230	93	250	100	20	293	810	110	40	2,096
クラブハウス多目的室（1階）	利用日数(日)	16	19	20	13	16	17	17	8	20	17	19	182
	利用件数(件)	23	26	29	22	10	26	24	10	29	31	34	264
	利用者数(人)	222	250	303	211	129	249	230	290	651	290	339	3,164
クラブハウス合計	利用件数(件)	25	27	35	28	18	31	26	37	37	35	38	337
	利用者数(人)	352	270	533	304	379	349	250	583	1,461	400	379	5,260

2 利用団体等名

栃木県サッカー協会、関東サッカー協会、関東サッカーリーグ、栃木県クラブユース連盟、矢板中央高等学校、YUTO NAGATOMO FOOTBALL ACADEMY、FC 東京U-15むさし、矢板スポーツコミッション、(株)アメージングスポーツラボジャパン、たかはら那須スポーツクラブ、矢板市等

### 3 イベント・利用目的等

栃木県サッカー協会指導者講習会、関東サッカーリーグ、サッカープリンスリーグ関東、U-18サッカーリーグ、U-15サッカーリーグ、栃木県高校総体、ヴェルフェU-10交流戦、YNFA GLOBAL CHALLENGE CAMP、矢板中央高等学校主催大会、ノルディックウォーキング体験教室、SOMPOボールゲームフェスタin矢板、高校サッカー選手権大会栃木県予選大会、FCバルセロナウィンターキャンプ、たかはら那須スポーツクラブ教室事業等

## とちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金の概要について

### 1 目的

とちぎフットボールセンターのサッカーグラウンドの利用者数の少ない時間帯を利用し、生涯スポーツ及びコミュニティ活動等を行う団体に対し、利用料金の一部を補助し、フットボールセンターの利用率の向上と地域住民の健康増進及び住民相互の交流の活性化を図る。

### 2 補助金の交付対象者

市内に活動拠点がある10人以上の団体で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市に住所を有する構成員又は市内に勤務し、若しくは通学する構成員が5人以上あるもの
- (2) 営利活動を目的としていないもの
- (3) 政治活動又は宗教的活動を目的としていないもの

### 3 補助対象事業

補助金の交付対象者がとちぎフットボールセンター（サッカーグラウンド）を利用して行う次に掲げるもののいずれかに該当する事業であって、市長が認める事業とする。

- (1) 生涯スポーツの推進に関する事業
- (2) 市民の健康づくり活動に関する事業
- (3) コミュニティ活動に関する事業

### 4 補助対象経費

とちぎフットボールセンター（サッカーグラウンド）の平日の午前7時から午後1時までの間に利用した際の利用料とする。

※ 平日とは、休日等（土曜、日曜、祝日、7月20日から8月31日までの間の期間、3月20日から4月10日までの間の期間及び12月20日から1月10日までの期間）以外の期間をいう。

### 5 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額とする。

(参考・利用料金)		《補助金活用後の実質負担額》
ヴェルフェドリームフィールド（北側）	平日（7時～15時）	2,000円/時 ⇒ <b>1,000円/時</b>
とちぎフットボールセンター（南側）	〃 〃	4,000円/時 ⇒ <b>2,000円/時</b>

### 6 補助金の交付手続き

- ① 補助事業実施日（利用日）の10日前までに市に交付申請書を提出する。  
（フットボールセンターの予約は、団体が直接行っていただくことになります。）
- ② 補助事業完了後、フットボールセンター利用料金の領収書を添えて実績報告書を提出する。
- ③ 補助金を補助事業者に交付する。

### 7 補助要綱の施行日

令和2年4月1日

# 記者発表資料

令和2年3月23日（月）発表・提供

件名	矢板市地域おこし協力隊員・集落支援員の辞令交付式について
<p>(説明文)</p> <p>矢板市地域おこし協力隊員は、これまで7名の隊員が活躍し、令和元年度には3年の任期を終えた者など、4名が退任しました。来年度からは、新たに2名が着任する事となり、令和2年度における本市の隊員数は5名となります。また、栃木県において唯一制度を利用し、地域で活動している集落支援員についても、昨年度に引き続き2名を任用することとなっております。</p> <p>つきましては、辞令交付式を下記のとおり実施しますので、お知らせします。</p> <p>日時 令和2年4月1日（水）9時45分</p> <p>場所 矢板市役所 2F 本館会議室</p> <h3>新任隊員の詳細</h3> <ul style="list-style-type: none"><li>● 渡辺 恵太（わたなべ けいた） 23歳 大田原市出身</li><li>● 前居住地：神奈川県横浜市</li><li>● 大学を休学し、デンマークにてワーキングホリデーを体験後、帰国し実家に帰省をしていた折に矢板市内の古民家ゲストハウス「WASHINKAN」に来訪。その際、矢板ふるさと支援センターTAKIBIのことも知り、矢板市内で新しい取組がなされていることを知り、興味を持った。昨年より継続的にTAKIBIの事業へ参加していたが、今回の募集を知り応募した。現在大学3年生であるが、来年度は学業と両立させながら活動に取り組みたいという。現在は、動画コンテンツの配信を通じてシビックプライドを醸成する活動に取り組みたいと考えている。</li><li>● 手塚 将之（てつか まさゆき） 30歳 矢板市出身</li><li>● 前居住地：東京都台東区</li><li>● 市内の高校を卒業後、進学のため市を離れ、首都圏にてWEBコンサルタントや新規事業の企画コンサルタント等の業務に従事。現在はフリーランスでコンサルタント業をしている。TAKIBIの活動を知り、「地域にチャレンジする人を増やすこと」や、「ビジネスを創ることを支援する」という部分に共感し、生まれ育った地域の活性化に取り組みたいと考え応募した。現在は、地域活動に取り組む人への伴走支援と、地域に雇用を生む活動に取り組みたいと考えている。</li></ul>	

● 任用対象者一覧

	職種	委嘱者	配属	任期	備考
1	地域おこし 協力隊	進藤 尚子	総合政策課	R3.3.31	継続
2	地域おこし 協力隊	富川 素子	総合政策課	R3.3.31	継続
3	地域おこし 協力隊	渡辺 恵太	総合政策課	R3.3.31	<b>新規</b>
4	地域おこし 協力隊	手塚 将之	総合政策課	R3.3.31	<b>新規</b>
5	集落支援員	久山 節子	総合政策課	R3.3.31	継続
6	集落支援員	杉山 やすえ	総合政策課	R3.3.31	継続
7	地域おこし 協力隊	山本 奈	商工観光課	R2.8.31	継続

担当課・グループ

総合政策課 政策企画担当

担当者名

主査 弦巻 賢介

電話番号

0287-43-1112

内線電話番号

# 記者発表資料

令和2年3月23日（月）発表・提供

件名	矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金について		
(説明文)	矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金を創設したので、情報提供を行う。		
1 趣旨	近年多発している特殊詐欺等の被害から市民の財産を守るため、特殊詐欺等防止機器の購入を推進し、機器の購入及び取付に係る費用を一部補助する。		
2 補助対象条件	(1) 申請時点で65歳以上であること (2) 矢板市に住民登録又は外国人登録をしており、かつ1年以上居住していること (3) 市内の事業者等から機器の購入及び取付工事をしていること (4) 本人及びその同一世帯の家族が市税等を滞納していないこと (5) 令和2年4月1日以降に購入した機器であること		
3 補助金額	機器の購入及び取付金額の2分の1（5,000円を限度とする。）		
4 制度の内容	別紙「矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金の概要について」のとおり		
5 施行日（開始日）	令和2年4月1日		
※提供資料の有無： <input checked="" type="radio"/> 有（別添のとおり）・無			
担当課・担当名	くらし安全環境課危機対策班		
担当者名	関谷 憲昭		
電話番号	0287-43-1114	内線電話番号	324

## 矢板市特殊詐欺等防止機器購入設置補助金の概要について

### 1 趣旨

近年多発している特殊詐欺等の被害から市民の財産を守るため、特殊詐欺等防止機器の購入を推進し、機器の購入及び取付に係る費用を一部補助する。

### 2 特殊詐欺等防止機器の内容

録音や録音を行う旨の応答を行う等の機能を有する電話機又は電話機に接続する装置等

### 3 補助金の交付対象条件

- (1) 申請時点で65歳以上であること
- (2) 矢板市に住民登録又は外国人登録をしており、かつ1年以上居住していること
- (3) 市内の事業者等から機器の購入及び取付工事をしていること
- (4) 本人及びその同一世帯の家族が市税等を滞納していないこと
- (5) 令和2年4月1日以降に購入した機器であること
- (6) 機器を購入してから180日以内であること

### 4 補助金の額

機器の購入及び取付に係る費用の2分の1以内の額とし、5,000円を上限とする(100円未満は切り捨て)。

### 5 補助金の交付手続き

- (1) 交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添付して提出する。
  - ①機器の購入及び取付に係る領収書(申請者の氏名、品名、事業者名及び日付の記載があるもの)
  - ②機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書等の写し
- (2) 交付決定通知を送付し、補助対象者に補助金を交付する。

### 6 補助要綱の施行日

令和2年4月1日

# 記者発表資料

令和2年3月23日（月）発表・提供

件名	森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の公告について		
(説明文)	<p>矢板市は、本年度4月に施行された森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」を3月1日付け、県内で初めて、公告（市内の私有林約2ha）しました。</p> <p>1 趣旨 森林管理の適正化を図るため、平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく森林経営管理制度は、管理されていない森林（人工私有林）について、森林所有者からの委託を受け、「経営管理権集積計画」を作成、公告することで、当該森林の経営管理権が市に設定されます。今後は、市が仲介役となり意欲と能力のある林業経営者に再委託する等の管理を実施していきます。</p> <p>2 日時 公告日 令和2年3月1日</p> <p>3 場所等 市公式ホームページで公告・縦覧</p> <p>4 内容 塩田地区3箇所 私有林約2ha</p> <p>※提供資料の有無：有（別添のとおり）・無</p>		
担当課・担当名	農林課 林政担当		
担当者名	斎藤 敦子		
電話番号	0287-43-6210	内線電話番号	401

# 情報提供資料

令和2年3月23日（月）提供

件名	やいたブランド認証書交付式の開催について		
<p>平成22年度から始まった「やいたブランド」認証事業は地域経済の活性化と矢板市のイメージアップを図ることを目的としております。</p> <p>今年度ブランド認証された商品は、11申請者・14品目です。</p> <p>2月末現在で、やいたブランド認証品は106品目となり、認証された商品は、道の駅やいたなどで販売されます。</p> <p>ブランド認証書交付式終了後、実際の商品のお披露目を行います。</p> <p>※コロナウイルス感染症対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・認証品の試食については見送りさせていただきます。</li><li>・マスク着用のご協力をお願いいたします。</li></ul> <p>1 認証品の概要</p> <p>別紙「やいたブランド認証品（第20回やいたブランド認証審査会）」 「やいたブランド認証品（第21回やいたブランド認証審査会）」のとおり</p> <p>※認定品の詳細は当日お配りいたします。</p> <p>2 やいたブランド認証交付式</p> <p>日時：令和2年3月23日（月） 午前11時00分～</p> <p>※記者発表終了後のため開始時間が前後する場合がございます。</p> <p>会場：矢板市役所 特別会議室</p>			
担当課・グループ	商工観光課		
担当者名	山中 光男		
電話番号	0287-43-6211	内線電話番号	422

## やいたブランド認証品（第20回やいたブランド認証審査会）

### ■第20回やいたブランド認証審査会

開催日 令和元年7月1日（月）午後4時00分～午後5時35分

会場 矢板市役所 旧地籍会議室

出席者 4名（審査委員総数 5名）

### ■認証選定結果

番号	認証申請品 (ブランド候補品)	審査結果	申請者	住所	備考
1	おしらじ穴子天ガレット	可	ダッタンそば寿庵	乙畑	伊藤正明
2	おしらじ鴨クンガレット	可			
3	ごはんパン	可	ウィンバーカリー	本町	澁井 勝
4	酒粕コスメ IZUMI	可	森戸酒造(株)	泉	森戸康雄
5	YAITA JEWEL BERRY	可	BLUEBERRY FARM UEKI	越畑	植木敦嗣
6	松柏亭の竹細工	可	竹工房 松柏亭		植木広美

## やいたブランド認証品（第21回やいたブランド認証審査会）

### ■第21回やいたブランド認証審査会

開催日 令和元年12月11日（水）午後4時00分～午後5時45分  
会場 矢板市役所 旧地籍会議室  
出席者 4名（審査委員総数 5名）

### ■認証選定結果

番号	認証審査品	審査結果	申請者	住所	備考
1	ひのき六角箸 ひのきチップボール	可	小川産業	幸岡	小川修一
2	やいた黒カレーパン	可	矢板市商工会	本町	東泉清寿
3	たまり漬チーズ もろみ漬チーズ みそ漬チーズ	可	山久 チーズファクトリー	上太田	細川雅之
4	清酒「忠愛」特別純米 五百万石	可	富川酒造	大槻	富川栄子
5	平飼い有精卵あかり 純国産鶏平飼い有精卵ひより 純国産鶏平飼い卵 こはる	可	ワタナベファーム	上伊 佐野	渡邊 透
6	ミモザボーロ	可			
7	ダリアプリン	可			
8	りんごみるくる	可	加藤農園	長井	加藤博樹

# 記者発表資料

令和2年3月23日（月）発表 **提供**

件名	矢板市長選挙における新型コロナウイルス感染症への対応について		
<p>選挙期日は、公職選挙法に規定する選挙を行うべき期間において、選挙管理委員会が期日を決定することとなっており、矢板市長選挙は4月12日に行うことで決定しております。選挙期日の告示前であれば、一度決定した選挙期日を上記期間の範囲内で変更することに問題はありませんが、4月16日任期満了の当該選挙は期日の変更ができないため、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、予定どおり実施いたします。</p>			
1 日時 投票日 / 令和2年4月12日（日）			
投票：午前7時から午後8時まで *一部午後6時まで			
開票：午後9時から			
期日前投票 / 令和2年4月6日（月）から4月11日（土）まで			
午前8時30分から午後8時まで			
2 場所	投票所 / 全20ヵ所及び期日前投票所	開票所 / 市体育館	
3 内容	市民向けに新型コロナウイルス感染予防への協力依頼のチラシの配布 4月号広報やいたと併せて全戸配布する。		
○有権者の方への協力依頼（呼びかけ）			
・投票所入口に設置したアルコール消毒液の利用すること			
・咳エチケット、帰宅後の手洗い及びうがいの実施をすること			
※期日前投票利用：投票所入場券に印刷されている期日前投票宣誓書 （兼請求書）を予め記入していただくこと			
○事務従事者及び立会人等の対応			
・全員がマスク着用すること			
・アルコール消毒液の利用と手洗い・うがいを実施すること			
・投票所内の換気に努めること			
※提供資料の有無：有（別添のとおり） <b>無</b>			
担当課・担当名	選挙管理委員会事務局		
担当者名	大貫真由美		
電話番号	0287-43-6219	内線電話番号	492